

平成 15 年 6 月 25 日
沖縄総合事務局

沖縄地域金融円滑化会議の開催について

1. 概要

金融庁が平成 15 年 3 月 28 日に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(参考 1)の「中小企業金融の再生に向けた取組み」において、「相談・苦情処理機能の強化」策として、中小・地域金融機関に対しては「相談・苦情処理体制の強化に努めるよう」、関係業界団体に対しては「各金融機関に対する研修の充実、苦情等事例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう」要請したところであります。

また、同アクションプログラムにおいて、「貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成 15 年度から四半期毎に開催すること」とされております。

これを受け、本日、沖縄総合事務局において、金融当局、中小・地域金融機関及び業界団体から構成される沖縄地域金融円滑化会議(参考 2)の第 1 回会議を開催しました。

2. 第 1 回沖縄地域金融円滑化会議の概要(別紙)

問合せ先
沖縄総合事務局財務部金融監督課
TEL 098-862-1944

(参考1)

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(抄)

- 中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の
再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保 -

(15.3.28 金融庁)

・ 中小企業金融の再生に向けた取組み

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

- (1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方を平成15年6月末までに事務ガイドラインに明示する。
- (2) 貸し渋り・貸し剥がしホットラインにより金融当局に寄せられた情報や、各金融機関等に寄せられた苦情・相談等に関し意見交換を行うため、都道府県毎に金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成される「地域金融円滑化会議」を新たに設置し、平成15年度から四半期毎に開催する。
- (3) 各金融機関に対し、相談・苦情処理体制の強化に努めるよう要請する。また、関係業界団体に対し、各金融機関に対する研修の充実、苦情等実例の分析・還元、対応・処理状況に関する定期的な公表に積極的に努めることにより各金融機関の体制の強化を積極的に支援するよう要請する。

(参考2)

沖縄地域金融円滑化会議 参加機関

関係業界団体	沖縄県銀行協会
金融機関等	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、 沖縄県信用保証協会
金融当局	沖縄総合事務局財務部

第1回沖縄地域金融円滑化会議の概要

1. 日 時：平成15年6月25日(水) 15:00～16:30
2. 場 所：沖縄総合事務局会議室(ふそうビル6階 AB会議室)
3. 出席者：沖縄県銀行協会、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、
沖縄県信用保証協会、沖縄総合事務局財務部
4. 議 題
 - (1) 地域金融円滑化会議の趣旨説明
 - (2) 金融当局からの貸し渋り・貸し剥がしホットラインの受付状況等に関する報告
 - (3) 関係業界団体からの相談・苦情処理状況等に関する報告
 - (4) 金融機関等からの相談・苦情処理状況等に関する報告
 - (5) 自由討議
5. 議事概要
 - (1) 沖縄総合事務局より「地域金融円滑化会議」の趣旨について説明。
 - (2) 沖縄総合事務局より、貸し渋り・貸し剥がしホットラインの受付状況等を報告。
 - (3) 関係業界団体より、当該業界に寄せられた相談・苦情等事例の分析・還元、対応・
処理状況及び研修の状況等を報告。
 - (4) 各金融機関等より、当該金融機関等に寄せられた相談・苦情等事例の分析、対応・
処理状況及びアクションプログラムで求められている相談・苦情処理体制強化の実施
状況等を報告。
 - (5) 自由討議
 - (6) 確認事項(会議の議論を踏まえて出席者で確認した事項)
金融機関等においては、銀行法及び金融商品販売法等の趣旨に沿い、顧客に対し
て適切な説明をするよう職員の周知徹底を図ること。また、相談・苦情処理体制の
強化に向けて、引き続き改善に努めること。必要に応じて、保証協会と連携を図る
こと。
関係業界団体においては、金融機関の相談・苦情処理体制の強化に資するよう必
要な協力を行うこと。